

[事案 28-125] 損害賠償請求

・平成 29 年 3 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

契約更新のたびに、60 歳時に 1,000 万円が支払われることを確認していたことを理由に、保険金 1,000 万円の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 3 月に契約転換で加入した終身保険について、以下の理由により、1,000 万円を支払ってほしい。

- (1)平成 13 年頃、募集人から「60 歳で現金 1,000 万円が受け取れる保険がある。5,800 万円の死亡保障もそのままです」と言われて契約をし、契約更新のたびに 1,000 万円支払われることを確認してきたため、60 歳時に 1,000 万円を支払うことが契約の内容となっている。
- (2)募集人の誤った説明により損害を被った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成 13 年頃、申立人から当社に対して、転換前契約について「保険料の支払いが完了した時点で 1,000 万円が貯まると聞いていたのに話が違う」との苦情申し出があったため、募集人は、保険金 1,000 万円は被保険者の死亡時に支払われるものである旨を説明し、申立人はその点につき納得して、当該転換前契約を転換した。
- (2)平成 16 年および平成 21 年にも転換しているが、その際にも、募集人は、提案書、転換前明細書、申込内容の控えを交付して、転換前後の契約の内容について説明をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど、募集時の状況を把握するため、申立人およびその配偶者、募集人に対し事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する内容の契約が成立したとはいえないこと、募集人および保険会社が違法性のある行為を行ったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。